

# IV 品 質 管 理

(白紙)

# 目 次

A 「品質管理」の方法	174
B 品質管理基準	175
1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）	175
2 ガス圧接	184
3 既製杭工	186
4 場所打ち杭工	187
5 道路土工	188
6 凍上抑制層	191
7 下層路盤	192
8 アスファルト安定処理路盤	197
9 アスファルト舗装	198
10 プラント再生舗装工	219
11 アンカー工	223
12 補強土壁工	224
13 抑止アンカー工	225
14 吹付工	226
15 現場吹付法砕工	231
16 モルタル	236
17 畑かん施設工（基礎及び埋戻し）	236
18 営農・飲雑用水工（基礎及び埋戻し）	237
19 橋 梁	237
20 ポステンPC桁	239
21 区 画 線	240
22 欠 番	240
23 フィルダム（堤体盛土）関係	241
24 管水路（基礎及び埋戻し）	242
25 路上再生路盤工	243
26 ガス切断工	244
27 溶 接 工	245
28 土壌改良工	249
29 プレキャストコンクリート製品（JISⅠ類）	250
30 プレキャストコンクリート製品（JISⅡ類）	250
31 プレキャストコンクリート製品（その他）	251
32 鉄筋挿入工	255
C 品質管理基準（案）	256
砂利道路面処理工事	256

## A 「品質管理」の方法

### 1 (品質管理の基準と要領)

品質管理の基準と要領は別紙品質管理基準によるものとする。

### 2 (管理の方法)

- (イ) 品質管理は管理目標を設けて管理するものとし、工事の進行に合わせて速やかに実施し、その結果を必要の都度工事監督員に報告し、確認をうけるものとする。
- (ロ) 測定特性値(試験値)は、必要に応じ品質管理図表(品質管理図〔工程能力図〕または度数表〔ヒストグラム〕)や管理図(X-R 管理図等)に記録し、基準値との対比及び変動(バラツキ)について把握し、適切に工程を管理するものとする。
- (ハ) 管理の初期は測定頻度を大きくし、慎重に行うものとし、測定値が甚しく偏向する場合、バラツキが大きい場合はその原因を是正し、常に所要の値が得られるように管理する。
- (ニ) この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。  
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、使用する材料や現場条件が該当する場合に実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施するものとする。
- (ホ) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ 2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。
- (ヘ) 現場及び試験室における管理試験の状況及び計器の使用状況等について随時写真撮影を行なうものとする。

### 3 (整理の要領)

- (イ) 試験の結果は別紙標準様式によりまとめ、工種ごとに綴るものとする。  
なお、それ以外の様式を使用する場合は工事監督員と協議するとともに、農業土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。
- (ロ) 写真は工種ごとに編集し、アルバムを作るものとする。

### 4 (提出)

試験結果、品質管理図表等は完成検査の際に1部提出するものとする。

また、一部完成検査・既成部分検査・中間検査の際は試験結果、品質管理図表等を検査員に提出し、確認の資料とするものとする。

## B 品質管理基準

### 1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須※、いずれか1方法	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上対策」	3.0kg/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種またはC種であることを確認する。	○
		骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他（JISマーク表示がされたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下、砂利35%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は、25%以下	工事開始前、工事中1回/12か月および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。	○
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他（JISマーク表示がされたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砂利、碎石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結するおそれのある地点に適用する。	○
		セメント物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上。		○
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上。		○
		セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308の付属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン濃度：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は、試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308の付属書C	塩化物イオン濃度：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
製造（プラント）	その他（JISマーク表示がされたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 ・公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下	工事開始前、工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前、工事中1回/年以上。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必 須	単位水量測定	「レディーミストコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。なお、「15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m<sup>3</sup>以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。</p>	<p>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>	
		スランブ試験	JIS A 1101	<p>スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm</p>	<p>・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m<sup>3</sup>ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について工事監督と協議し低減することができる。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料</li> <li>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個（<math>\sigma</math> 7・・・3個、<math>\sigma</math> 28・・・3個）とする。</li> <li>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（<math>\sigma</math> 3）を追加採取する。</li> </ul>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>コンクリートの強度は一般には材令28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	<p>荷卸し時</p> <p>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1.0m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施 工 の 他	必須	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割合で行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(28-1)にとりまとめる。	
		コンクリート舗装コンクリート打設温度(寒中コンクリートの場合)	打設区画内の打設始め・中間・完了時		3回以上	様式(28-1)にとりまとめる。	
		コンクリート舗装養生中コンクリート温度(寒中コンクリートの場合)	1箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(28-1)にとりまとめる。	
		コンクリート舗装囲い内の温度(寒中コンクリートの場合)	打設区画内2箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(28-1)にとりまとめる。	
		寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する。 現場受入れ時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。	様式(28-1、28-3)にとりまとめる。	

1 セメント・コンクリート（覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工後試験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、（ファームポンド等を含む。）橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
		テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。 材齢28～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類（ファームポンド等を含む。）、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品、プレストレストコンクリート及び小規模農道橋は対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は工事監督員と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（国土交通省、平成30年10月）による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（国土交通省、平成30年10月）による	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による		

## 2 ガス圧接

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 折れ曲がり 圧接部のずれ等</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は、細いほうの鉄筋）1/5以下。</p> <p>②ふくらみが鉄筋径（径の異なる場合は、細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。</p>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</li> <li>(1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(2) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	

## 2 ガス圧接

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工後試験	必 須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況、たれ下がり、焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 折れ曲がり 圧接部のずれ等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。但し、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は、以下による。いずれの場合も工事監督員の承諾を得るものとし、処理後は外観検査及び超音波探査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥圧接部を切り取って再圧接する。	
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は、以下による。いずれの場合も工事監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
	超音波探傷検査	JIS Z 3062	各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは、200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、工事監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。		

### 3 既製杭工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
施工	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π以下)	
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は、現場状況に応じた数量とする。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。) (社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者が行うものとする。		
	必須	支持層の確認 (基礎工)	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値または回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
		孔底処理 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	検潮テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	

### 3 既製杭工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)(社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行うものとする。	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
		鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は、60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及び、くい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体は、セメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値： 20N/mm <sup>2</sup>	

### 4 場所打ち杭工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	コンクリート圧縮強度試験	「JIS A 1108コンクリートの圧縮強度試験」による(場所打ち杭に打設時にコンクリートをアジテータカーより採取し供試体を作成する)		場所打ち杭5本ごとの1本から3個の供試体を採取し測定する。 (φ100×200)		
		孔底沈殿物の管理	検潮テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	

5 道路土工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材          料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
		CBR試験（路床）	JIS A1211	設計図書による	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土の圧密度試験	JIS A 1217	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	当初及び土質の変化した時。				

5 道路土工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施	必 須	砂置換法による土の密度試験	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に 対する締固め度は、 A. B法 90%以上 路床 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に 対する締固め度は、 A. B法 I-1交通 90%以上 I-2交通以上 95%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85~95%の 範囲とする。 3. 空気間隙率で規定する場合、空気間隙率は2 ~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特記仕様書による。	路体 5,000 m <sup>3</sup> 以上の場合、1,000 m <sup>3</sup> につき1回(1 孔/回)、5,000 m <sup>3</sup> 未満は延長200mにつき1 回(1孔/回) 高盛土の場合は工事監督員の指示による。  路床 延長200m毎に1回(1孔/回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験盛土により現場密度を定める場合はこの規定値を適用しない。</li> <li>密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることが出来る。</li> <li>RI計器を用いて盛土の締固め管理を行う場合は、工事監督員と協議すること(最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する。)試験方法は、地盤工学会「地質調査の方法と解説 第9編 第6章 RIによる土の密度試験」等による。</li> </ul>	
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		現場CBR試験 (切土路床の場合)	JIS A 1222	設計図書による。	1 現場1回以上及び土質が変わった場合。	現場CBR試験と同一箇所においてコーン指数の測定を行い、現場CBR値とコーン指数の相関を確認する。 別途コーン指数の測定を200mに1回程度行い、路床強度を確認するものとする。	
工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長200mについて1箇所の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合は、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合は、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪いとき。		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

5 道路土工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施 工 他	そ の 他	球体落下試験	VI『参考』2試験方法	D=6.3cm以下	路体は1,000m <sup>3</sup> 毎に1回、路床は500m <sup>3</sup> 毎に1回 主付近3箇所から試料を採取し、平均値で示す。 ただし土量が5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当 たり3回以上、1,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1回以 上行う。	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密 度が得られない土に適用する。	
		衝撃加速度試験	VI『参考』2試験方法	密度管理として用いる場合は目標となる締固 め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得ら れない土の場合は基準となる衝撃加速度63G 以上とする。	路体は1,000m <sup>3</sup> 毎に1回、路床は500m <sup>3</sup> 毎に1回 行う。1回の測定数個数は10個とし、上限、下 限の各2個を取り除き6個の平均値とする。 ただし土量が5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当 たり3回以上、1,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1回以 上行う。	現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに 用いることができる。	
			VI『参考』2試験方法	設計図書による。	路体は1,000m <sup>3</sup> 毎に1回、工事の主要な付近3箇 所から資料を採取し、平均値で示す。ただし、 土量が5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満の工事は1回以上行う。	セメントや石灰などの固化材により改良した 路体盛土の強度試験として適用することがで きる。	

6 凍上抑制層

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることできる。		○
	その他	骨材ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることできる。		○
		骨材の洗い試験	VI『参考』2試験方法	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることできる。		○
		火山灰洗い試験	VI『参考』2試験方法	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることできる。		○
		火山灰強熱減量試験	VI『参考』2試験方法	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることできる。		○
		火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000m <sup>3</sup> 及びその端数毎に1回行う。		
施工	必須	現場密度の測定	VI『参考』2試験方法	90%以上	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う。 (1回とは1穴の試験である。)		
	その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による。	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う。	砂、火山灰については必要としない。	
		骨材の洗い試験	VI『参考』2試験方法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う。	砂、火山灰については必要としない。	
		球体落下試験	VI『参考』2試験方法	火山灰 D=6.0cm以下 砂(シルト分2%未満) D=9.7cm以下 砂(シルト分2%以上) D=8.3cm以下	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う。 ただし、1回の測定値は10個とし、上限、下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることできない場合に適用する。 なお、試験施工によりD値を定める場合は、この規格値を適用しない。	

7 下層路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道・・・・・・20cm	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

7 下層路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 6以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	鉄鋼スラグには適用しない。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

7 下層路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必	鉄鋼スラグの水侵膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
料	須						

7 下層路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	そ の 他	粗骨材すりへり試験	JIS A 1121	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	再生クラッシュランに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		骨材の洗い試験	VI『参考』2試験方法	設計図書による。			
		硫酸化ナトリウムによる骨材の安定度試験	JIS A 1122	設計図書による。			
		凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000㎡及びその端数毎に1回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	

7 下層路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部最大乾燥密度の85%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。</li> <li>1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000㎡以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。</li> <li>3,000㎡を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせ合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。</li> <li>同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。</li> <li>・附帯工事(道路横断、取付道路等)のみの工事で施工面積が1,000㎡以下のものは1工区(ロット)当たり1回として、X3の規格値を採用する。</li> </ul>	縮固め度は、10回の測定値の平均X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合は、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮固効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。	
工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	

8 アスファルト安定処理路盤

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
		9 アスファルト舗装に準ずる					

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	必	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾比重：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	必	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	そ の 他	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<p>火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	そ の 他	ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 の 料	そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 の 料	そ の 他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	その他	薄膜加熱試験	IS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 の 料	そ の 他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	そ の 他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 の 料	そ の 他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12 %以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
プラント	必須	粒度 (75 $\mu$ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 $\mu$ mふるい： $\pm 5\%$ 以内基準粒度	抽出ふるいわけ試験の場合：1~2回/日 中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 $m^2$ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 $m^2$ 以上10,000 $m^2$ 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400 $m^3$ 以上1,000 $m^3$ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量 $\pm 0.9\%$ 以内	抽出ふるいわけ試験の場合：1~2回/日 中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 $m^2$ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 $m^2$ 以上10,000 $m^2$ 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400 $m^3$ 以上1,000 $m^3$ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度	随時			○
		計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	別表-1による。	別表-1による。			

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

9 アスファルト舗装

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部 基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、施工面積が3,000㎡以下のものは1工区(ロット)当り3回として、X3の規格値を採用する。  3,000㎡を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 橋面舗装はコア採取しないでAs含材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
		温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、縮固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の縮固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		外観検査 (混合物)	目視		随時		
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗装车線毎200m毎に1回。		

(別表-1)

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
プ ラ ン ト	必 須	品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層・基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない。							
		1. 第1次合格判定 個々の計量値が表-1に示す合格判定値Iをはずれるものが、表層・基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては100個のうち7個以内でなければならない。							
		2. 第2次合格判定 第1次合格判定において、合格判定値Iをはずれるものが、表層・基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個を超えた場合は、はずれたバッチについて、その材料の質量百分率を算出し、その値は表-2に示す合格判定値IIをはずれるものが、表層・基層にあつては、100個のうち5個アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個以内でなければならない。							
		工種	品質項目	判定項目	合格判定値 I (kg)				
		ア ス フ ア ル ト 安 定 処 理	粒 度 1	2.36mm直近ホットピンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに	$\pm 0.01 \times Wa \times (12.2 - 0.06S)$			
			粒 度 2	〃	〃	$\pm 0.01 \times Wa \times (12.2 - 0.06G)$			
			石 粉 量	石粉計量値	〃	$-0.01 \times W \times F \times (0.37 - 0.013F)$ または-4.0のいずれか大きい値			
			アスファルト量	アスファルト量	〃	$-0.01 \times W \times (1.06 - 0.06A)$			
		歩 道 舗 装	石 粉 量	石粉計量値	〃	$-0.01 \times W \times F \times (0.37 - 0.013F)$			
			アスファルト量	アスファルト量	〃	$-0.01 \times W \times (1.06 - 0.06A)$			
		表 層 ・ 基 層	粒 度 1	2.36mm直近ホットピンまでの骨材累積計量値	〃	$\pm 0.01 \times Wa \times (10.3 - 0.06S)$			
			粒 度 2	〃	〃	$\pm 0.01 \times Wa \times (10.3 - 0.06G)$			
石 粉 量	石粉計量値		〃	$+0.01 \times W \times F \times (0.40 - 0.016F)$ $-0.01 \times W \times F \times (0.30 - 0.013F)$					
アスファルト量	アスファルト量		〃	$\pm 0.01 \times W \times (0.85 - 0.06A)$					
(備考) 1 粒度1とは、骨材が細骨材から計量される場合に適用する。 2 粒度2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。 3 W：1バッチの基準全計量値 (kg) 4 Wa：1バッチの基準骨材計量値 (kg) 5 A：現場配合におけるアスファルト配合比 (%) 6 F：現場配合における石粉配合比 (%) 7 S： $\frac{1 \text{バッチあたり } 2.36 \text{mm直近ホットピンまでの基準細骨材計量値}}{Wa} \times 100$ (%) 8 G： $\frac{1 \text{バッチあたり } 2.36 \text{mm直近ホットピンまでの基準粗骨材計量値}}{Wa} \times 100$ (%)									
工種	品質項目	判定項目	合格判定値 II (%)						
ア ス フ ア ル ト 安 定 処 理	粒 度 1	2.36mm直近ホットピンまでの骨材累積計量値	$\pm 13$						
	粒 度 2	〃	$\pm 13$						
	石 粉 量	石粉計量値	$-F \times (0.41 - 0.012F)$ または $-(\frac{390}{W} + 0.06F)$ のいずれか大きい値						
	アスファルト量	アスファルト量	$-1.0$						
歩 道 舗 装	石 粉 量	石粉計量値	$-F \times (0.41 - 0.012F)$						
	アスファルト量	アスファルト量	$-1.0$						
表 層 ・ 基 層	粒 度 1	2.36mm直近ホットピンまでの骨材累積計量値	$\pm 11$						
	粒 度 2	〃	$\pm 11$						
	石 粉 量	石粉計量値	$+F \times (0.49 - 0.017F)$ $-F \times (0.34 - 0.012F)$						
	アスファルト量	アスファルト量	$\pm 0.8$						
(備考) 1 粒度は、全骨材に対する質量百分比とし、骨材が粗骨材から計算される場合の質量百分率は、以下の式によって求める。 $100 - \frac{2.36 \text{mm直近ホットピンまでの累積粗骨材計量値}}{\text{骨材累積最終ピン計量値}} \times 100$ (%) 2 粒度の基準値は、 骨材が細骨材から計量される場合：S (%) 骨材が粗骨材から計量される場合：100-G (%)とする。									

10 プラント再生舗装工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
		再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
	再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、 再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルト コンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その 質量の差からとめる。	○	
	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	

10 プラント再生舗装工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
プラント	必	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	須	粒度 (75mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

10 プラント再生舗装工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○

10 プラント再生舗装工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
		温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710	110℃以上 これによらない場合は、監督員との協議による。	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は、基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。</p> <p>1,000㎡につき1回の割合で行う。</p> <p>ただし、施工面積が3,000㎡以下のものは1工区(ロット)当り3回として、X3の規格値を採用する。</p> <p>3,000㎡を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。</p> <p>同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。</p>	現場密度(車道部)は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。

11 アンカー工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	モルタル圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
		モルタルのフロー値試験	JSCE-F521-2018	10～18秒 Pロート （グラウンドアンカー設計施工マニュアル）による。	練混ぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
		適性試験 （多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS 4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		確認試験 （1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS 4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・適性試験（多サイクル確認試験）に用いたアンカーを除く全て ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	その他	その他の確認事項	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS 4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験（多サイクル確認試験）、確認試験（1サイクル確認試験）の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

12 補強土壁工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
		外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
	料	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	
施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-256(突砂法)	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A1210) A・B法)、もしくは、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A1210) C・D・E法)。または、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回(1孔/回)の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回(1孔/回)以上。	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する。左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議のうえで、(再)転圧を行うものとする。</li> <li>RI計器を用いて盛土の締固め管理を行う場合は、工事監督員と協議すること(最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する)。試験方法は、地盤工学会「地盤調査の方法と解説 第9編 第6章 RIによる土の密度試験」等による。</li> </ul>	

13 抑止アンカー工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施	必 須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
		モルタルのフロー値試験	JSCE-F521-2018	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアル)による。	練混ぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
		適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	施工数量の5%かつ3本以上。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	グラウンドアンカー工に適用する。 但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	適性試験(多サイクル確認試験)に用いたアンカーを除く全て。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	グラウンドアンカー工に適用する。 但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着時緊張力確認試験</li> <li>・残存引張り確認試験</li> <li>・リフトオフ試験</li> </ul> 等があり、適性試験(多サイクル確認試験)、確認試験(1サイクル確認試験)の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

14 吹 付 工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	※ (いずれか1方法) 必須	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上対策」	3.0kg/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種またはC種であることを確認する。	○
		骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速性)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルバー法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	

14 吹 付 工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
材 の 他 料		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶 乾 密 度 : 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸収率 : 3.5%以下 粗骨材の吸収率 : 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材: 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。	○
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	砂、砂利 : 工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、碎石 : 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○



14 吹 付 工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
製造プラントその他	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は、±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は適用外。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 ○公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前、工事中1回/年以上	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前、工事中1回/年以上	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	

14 吹 付 工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施 工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
	その他	スランブ試験 （モルタル及びスランブ5cm未満の場合を除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm未満：許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

15 現場吹付法砕工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	※必須 (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上対策」	3.0kg/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前、各配合毎。		○
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種またはC種であることを確認する。	○
		骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験 (迅速性)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルバー法) の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立ち会って確認する。	

15 現場吹付法砕工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他 (JISマーク表示がされたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸収率:3.5%以下 粗骨材の吸収率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材: 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。	○
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。 砕砂、碎石:工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

15 現場吹付法砕工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	その他（JISマーク表示がされたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	セメント物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308の附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン濃度：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は、試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308の附属書JC	塩化物イオン濃度：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内終結は60分以内 モルタル圧縮の強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その源水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

15 現場吹付法砕工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
製造 その他	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は、±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は適用外。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 ○公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	

15 現場吹付法砕工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
施 工 の 他	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に 工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル） を吹付け、現場で7日間、および28日間放置後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に 6本（σ7…3本、σ28…3本）とする。	参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材令28日） 小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未 満の場合は1工種1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工場（JISマーク 表示認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性 能試験の項目を参照		
		スランブ試験（モルタル 及びスランブ5cm未満の 場合を除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm未満 : 許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規 模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し 時に品質の変化が認められたとき。	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未 満の場合は1工種1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工場（JISマーク 表示認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性 能試験の項目を参照		
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐 久性向上対策」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる 場合は、午前に1回コンクリート打設前に行 い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/ 2以下の場合は、午後の試験を省略すること ができる。（1試験の測定回数は3回とする）試 験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未 満の場合は1工種1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工場（JISマーク 表示認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性 能試験の項目を参照		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の 規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸 し時に品質の変化が認められたとき。	小規模工事で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未 満の場合は1工種1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工場（JISマーク 表示認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。  ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性 能試験の項目を参照		
		ロックボルトの引抜き試験	VI『参考』2試験方法 「ロックボルトの 引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

16 モルタル

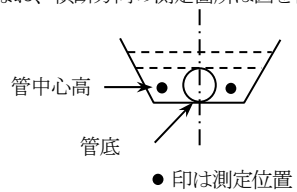
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必	骨材の比重及び吸水率の測定	JIS A 1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法		200㎡に1回。ただし、採取地が変わった場合はその都度測定する。 レミコンについては製造会社の試験成績表によることができる。		○
		骨材の粒度測定	JIS A 1102 骨材のふるい分け試験				
		骨材の単位容積質量の測定	JIS A 1104 骨材の単位容積質量試験方法				
料	須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法		セメント製造会社の試験成績表による。		○
		セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法				
		骨材の表面水率の測定	JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法				

17 畑かん施設工 (基礎及び埋戻し)

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期(測定)頻度	摘要	試験成績表等による確認	
		24 管水路(基礎及び埋戻し)に準じる。						

18 営農・飲雑用水工（基礎及び埋戻し）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事着手前1回及び材料が変わった場合		
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。			
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 1. 締固め度で規定する場合の締固め密度は（JIS A 1210のA・B法） 軽度の締固めⅠ：80%以上 中度の締固めⅡ： 砂・砂質土 90%以上 粘質土・礫質土 85%以上 2. 相対密度で規定する場合、相対密度が40%以上とする。	延長500mごとに1回 上記未満は2回測定する。 なお、横断方向の測定箇所は図を標準とする。	締固め度で規定しない場合は、設計図書による。なお、試験施工により規定する場合は適用しない。	



19 橋 梁

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料 (無収縮モルタル)	必須	圧縮強度試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSCE-G541-1999) 「充填モルタルの圧縮強度試験方法」	標準養生20℃で $\sigma_3=25\text{N}/\text{mm}^2$ $\sigma_{28}=45\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。 (供試体3本の平均値)	1日1回とし、1回につき $\sigma_3$ 、 $\sigma_{28}$ 強度各3本作成する。		
		コンシステンシー試験 (Jルートによる流下値)	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSCE-F541-2013) 「充填モルタルの流動性試験方法」	練り混ぜ完了から3分以内の値を基準とし、 セメント系 8±2秒 鉄粉系 10±3秒とする。	1日2回 (午前・午後各1回) 以上測定		
		ブリージング試験	コンクリート標準示方書土木学会基準 (JSCE-F542-2013) 「充填モルタルのブリージング率及び膨張率試験方法」	練り混ぜ2時間後のブリージング率2%以下	製造会社の試験成績表による。		○
	膨張収縮試験	同上	材令7日で収縮を示してはならない。	製造会社の試験成績表による。		○	
	凝結時間試験方法	ASTM-C403T「ブロック貫入抵抗針を用いるコンクリートの凝結試験方法」に準拠する。 VI『参考』2試験方法	1時間以上10時間以内	製造会社の試験成績表による。		○	
	付着強度試験	VI『参考』2試験方法	材令28日で最大荷重について $3\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	製造会社の試験成績表による。		○	

19 橋 梁

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料 (工場製作工 橋梁用鋼材)	必	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
		機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は工事監督員と協議のうえ選定する。	
	須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		

20 ポステンPC桁

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	施工管理基準		摘要	試験成績表等による確認
					試験時期(測定)頻度	管理方法		
コンクリート	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリートの諸試験	1. コンクリートの品質管理による		1 セメント・コンクリートの品質管理による。	1 セメント・コンクリートの品質管理による。		○
	必須	コンクリートのPS導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法(供試体はけたコンクリートと同一状態で養生する)	共通仕様書第9章第4節による。	桁1本当たり1回、1回につき供試体3本作成する。	様式(26)及び(37-1)の管理図に記入する。		
セメント	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理的試験方法	JIS R5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。			○
	必須	セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法					
グラウト	必須	グラウトのコンシステンシー	土木学会「PCグラウト試験方法」	共通仕様書第9章第4節による。 寒中1)ダクト周辺温度…注入前 5℃以上 寒中2)グラウト温度…注入時 10℃~20℃ 注入後3日間5℃以上	5パッチ毎に1回 1日5パッチに満たないときは、1回/1日	様式(36)の一覧表に記入する。	JAロートの使用を標準とする。	
		グラウトの温度						
	必須	グラウトのブリージング率 グラウトの膨張率		共通仕様書9章第4節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1回/1日(3個/回)			
	必須	グラウトの圧縮強度	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1回/1日(6個/回)			
プレストレッシング	必須	プレストレッシング管理	荷重計の示度とPC鋼材の伸び	1. 各ケーブルの推定値に対する標準偏差5% 2. 1主桁当たりのPC鋼材数による許容誤差	PS導入時各ケーブル毎に測定する。 主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	様式(37-1)(37-2)の管理表に記入する。 主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。		

鋼材	許容誤差
4	5.0%
6	4.1%
10以上	3.2%

21 区 画 線

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施工	必須	塗料等の吐出量試験	20×30cm角のブリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の重量測定を行う。 VI『参考』2試験方法による。		区画線の種類別実延長10km毎に1枚の試験片を採取、測定を行う。 試験片裏面には日時、採取箇所、区画線別、気温、塗料温度、測定値を記入する。	吐出量は任意の様式に取りまとめる。	
		施工速度の測定	低速タコメーター記録紙による。		全施工延長分について記録する。 (タコメーター 記録紙を提出する。)		

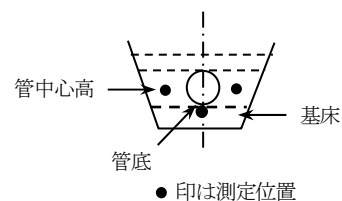
22 欠 番

23 フィルダム（堤体盛土）関係

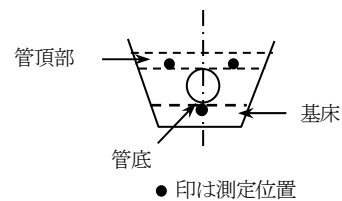
ゾーン	種別	試験項目	試験（測定）方法	規格値	試験時期（測定）頻度		摘要	試験成績表等による確認
					採取場・ストックヤード	堤体		
不透水性ゾーン	材料	含水比	JIS A 1203 簡易法	設計図書による。	2回/日（午前・午後）、 1ヶ/回	1回/1日または1層、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		粒度	JIS A 1204	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、1ヶ/回	1回/盛立高1m、3ヶ/回		
		比重、吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回			
		突固め	JIS A 1210	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 1カーブ6点程度/回			
		三軸圧縮	Cu試験	設計図書による。	必要に応じて行う			
	施工	現場密度	砂置換法	設計図書による。		1回/1日または1層、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		現場透水	立坑法 (設計基準)	設計図書による。		1回/盛立高50cm、3ヶ/回		
フィルターゾーン	材料	含水比	JIS A 1203 簡易法	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		粒度	JIS A 1204	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回	1回/盛立高1m、3ヶ/回		
		比重、吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回			
	施工	現場密度	砂置換法 水置換法	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		現場透水	立坑法 (設計基準)	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回		
半透水性ゾーン	材料	含水比	JIS A 1203 簡易法	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		粒度	JIS A 1204	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回	1回/盛立高1m、3ヶ/回		
		比重、吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	1回/1,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回			
		三軸圧縮	Cu試験	設計図書による。	1回/年			
	施工	現場密度	砂置換法 水置換法	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		現場透水	立坑法 (設計基準)	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回		
透水性ゾーン	材料	粒度	JIS A 1204	設計図書による。	1回/5,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回	1回/盛立高1m、1ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		比重、吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	1回/5,000m <sup>3</sup> 、3ヶ/回			
		三軸圧縮	CD試験	設計図書による。	1回/年			
	施工	現場密度	水置換法	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回	各種試験について試験成績表及び結果一覧表にとりまとめる。	
		現場透水	立坑法 (設計基準)	設計図書による。		1回/盛立高1m、3ヶ/回		

24 管水路（基礎及び埋戻し）

種別	試験区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験時期（測定）頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事着手前1回及び材料が変わった場合		
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。			
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。			
施 工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 1. 締固め度で規定する場合の締固め密度は（JIS A 1210のA・B法） 締固めⅠ：85%以上 締固めⅡ：90%以上 2. 相対密度で規定する場合、相対密度が40%以上とする	路線毎に2回測定する。 但し、路線延長が1,000mを超える場合は500m毎に1回とする。 なお、横断方向の測定箇所は図を標準とする。	小口径等で管中心部での測定が困難な場合は、管中心部から管頂部の間での測定とする。締固め度で規定しない場合は、設計図書による。 なお、試験施工により規定する場合は適用しない。	



[管中心部が困難な場合]



25 路上再生路盤工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul> </li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100 t 以上のもの	
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-3.2.8 路上再生路盤骨材素材の粒度範囲	当初及び材料の変化時		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下。	当初及び材料の変化時		
	そ の 他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中 1 回/月以上		○	

25 路上再生路盤工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	現場密度測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上 X10 95.0%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。  3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日		

26 ガス切断工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面荒さ：50μmRy以下 二次部材の最大表面荒さ：100μmRy以下(ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ荒さRZとする。	
		ノッチ深さ	目視 計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
		スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
		上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
その他		平面度	目視	設計図書による。(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		ベベル精度	計測器による計測	設計図書による。(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		真直度	計測器による計測	設計図書による。(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			

27 溶 接 工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施工	必	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
		型曲げ試験：開先溶接 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
	須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上。(それぞれの3個の平均値)	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
		マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○

27 溶 接 工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施 工	必 須	非破壊試験：開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査、20.8.7 内部きず検査の規定による。	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査、20.8.7 内部きず検査の規定による。	試験片の個数：試験片継手全長	<p>・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。</p> <p>なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <p>・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p> <p>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>	○
		マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	<p>・溶接方法は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。</p>	○

27 溶 接 工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
施 必 工 須		引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
		曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂が生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
		突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたキズ寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状キズはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験 (RT) の場合：JIS Z 3104 超音波探傷試験 (手探傷) (UT) の場合：JIS Z 3060	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本道路協会「道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。</li> </ul> (非破壊試験を行う者の資格) <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</li> <li>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。</li> <li>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</li> </ul>	○
		外観形状検査 (余盛高さ)	・目視 ・ノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げたものとする。 ビード幅 ( B [mm] ) 余盛高さ ( h [mm] ) B < 15 : h ≤ 3 15 ≤ B < 25 : h ≤ 4 25 ≤ B : h ≤ ( 4 / 25 ) ・ B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

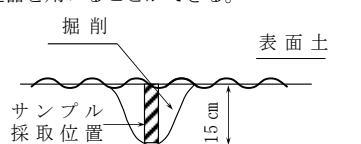
27 溶 接 工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施 工	必 須	外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		外観形状検査(アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
		外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。		
		外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		外観形状検査(アークスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	余盛り形状の不整： 余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上クラックおよびスラグ巻き込み：あってはならない。 アンダーカット： 鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 スタッドジベルの仕上り高さ： (設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
		外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

27 溶 接 工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格とする。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格となったスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ試験を行うものとする。	余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

28 土壤改良工

種別	試験区分	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施工	必須	土壌のpH測定	pH測定	規格値は参考であるが、pH値に対して±0.5	1ほ場1供試体以上(1供試体はほ場内3ヵ所以上を混合する)。ただし、直接測定の場合は、1ha当り1点とし、1ほ場最大5点の平均値とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌を採取して測定する場合は、地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。</li> <li>現地で直接測定する場合は、デジタルpH測定器を用いることができる。</li> </ul> 	

29 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	JISマーク確認または「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

30 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
		JISマーク確認または「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

31 プレキャストコンクリート製品（その他）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材    料	必	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	IV 参考 2試験方法 2-2コンクリートの耐久性向上対策 3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制0.30kg/m <sup>3</sup> 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
	須	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品—性能試験通則」及びJIS A 5371～5373の推奨仕様に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は、圧縮強度試験結果を提出すること。	○
		コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○

31 プレキャストコンクリート製品（その他）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材  料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材: 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中 1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○

31 プレキャストコンクリート製品（その他）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
		コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェーム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、 JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月または入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○

31 プレキャストコンクリート製品（その他）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必	圧縮強度試験 (側工構造物)	コアを採取するか、または製品製造に用いたコンクリートで1日3回以上、1回に1個の標準供試体を作り、製品と同じ条件で養生したもので行う。(試料は試験のときまで2時間以上水中につけておく。)	設計図書による。	納入時強度は1,000個またはその端数を1組とし、1組について任意に抜取った3個のコアまたは標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。 1個または2個だけ合格しないときは再試験を行うことができる。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる。	
		連節ブロック	圧縮強度試験	設計図書による。	3,000個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする回強度は1組3個とも合格しなければならない。 ただし、1個または2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。 再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験は長方形のブロックの場合、連結穴の部分避けて幅15cm、長さ15cm以上の鋼板で正確に挟んで（鋼板の15cm辺をブロックの長手方向の縁に合わせ）加圧し標準供試体の圧縮強度に換算するものとする。 その場合2時間以上清水中に浸し、飽水させて試験する。 その他の形状ブロックは上記に準ずる。 準用できない場合はコアを採取するかまたはブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	
		法枠ブロック	圧縮強度試験	設計図書による。	1,000個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする。 強度は1組3個とも合格しなければならない。 ただし、1個または2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。 再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験は長方形のブロックの場合、連結穴の部分避けて幅15cm、長さ15cm以上の鋼板で正確に挟んで（鋼板の15cm辺をブロックの長手方向の縁に合わせ）加圧し標準供試体の圧縮強度に換算するものとする。 その場合2時間以上清水中に浸し、飽水させて試験する。 その他の形状ブロックは上記に準ずる。 準用できない場合はコアを採取するかまたはブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	
		根固消波ブロック (小口止及び法留ブロック含む)	圧縮強度試験	設計図書による。	200個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする。 強度は1組3個とも合格しなければならない。 ただし、1個または2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。 再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験はコアを採取するかまたはブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	
施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		

32 鉄筋挿入工

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
材	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
		定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回及び施工日ごと1回 (3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
	必須	引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

## C 品質管理基準（案）

### 砂利道路路面処理工事

種別	試験項目	試験方法	規格値	測定基準	備考	試験成績表等による確認	
路盤処理	材料	粒度試験	JIS A1202	仕様書の範囲	工事前1回、材質の変る毎1回	搬入材料につき試験を行う。	
		塑性指数	JIS A1205	P1<9	同上	同上	
	施工	含水比試験	JIS A1203 に準ずる。	施工可能な含水比	1日に1回	作業の判定（散水の必要性、施工の中断）	
		セメント量		設計量	1日に1回	所定のセメント量を管理	
		アスファルト量		設計量	1日に1回	所定のアスファルト乳剤量を管理	
		締固め度の測定	JIS A1214 (砂置換法)	基準密度の 93%	1,000 m <sup>3</sup> （または200m）に1回	横断方向に2点測定	
表面処理	材料	骨材の粒度試験	JIS A1202	仕様書の範囲	工事前1回材質の変る毎1回		
		骨材の散布量		設計量	1日に1回	所定の骨材量を管理	
	施工	アスファルト乳剤の散布量		設計量	1日に1回	所定のアスファルト乳剤量を管理	

\* 表層にアスファルト合剤を使用する場合は、B品質管理基準による。